



平成19年5月16日

各 位

会社名 森永乳業株式会社
代表者名 取締役社長 古川 紘一
(コード番号 2264 東証・大証各第一部)
問合せ先 総務部長 文屋 貞男
(TEL 03-3798-0111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月16日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成19年6月28日開催予定の第84期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

ところで、会社法におきましては、当社のように取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能とされております(会社法第278条第3項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主のみなさまの意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第14条を追加させていただくものであります。

また、新株予約権の無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合または当社が新株予約権を取得するのと引換えに当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の株式が新たに発行されることとなりますので、これに備えて、定款第5条を変更し、発行可能株式総数を増加するものであります。

(注) 買収防衛策の具体的な内容等、詳細につきましては、本日付で別途開示しております。「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」をご参照ください。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4 億 8 千万株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第<u>14</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7 億 2 千万株</u>とする。</p> <p>(<u>新株予約権無償割当ての決定機関</u>)</p> <p>第 <u>14</u> 条新株予約権無償割当てに関する事項に <u>ついては、取締役会の決議で定めるほ か、株主総会の決議または株主総会の 決議による委任に基づく取締役会の 決議により決定する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 <u>15</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>50</u> 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日 (木)

以上